

平成 22 年公認会計士試験受験案内

〈第Ⅱ回短答式試験用〉

公認会計士・監査審査会

試験実施日程

受験願書配付及び受付期間

受験願書配付期間 (平日午前9時～午後5時)	受験願書受付期間	受験票発送時期
平成 22 年 1 月 19 日 (火) ～平成 22 年 2 月 26 日 (金)	平成 22 年 2 月 12 日 (金) ～平成 22 年 2 月 26 日 (金)	平成 22 年 3 月下旬 ～4 月上旬

(注) 詳細については、P. 3～P. 4 を参照して下さい。

受験願書配付場所 財務局理財課等及び公認会計士・監査審査会事務局

(P. 11 7. 試験地、受験願書配付・提出先参照)

受験願書提出方法 受験しようとする場所を管轄する財務局理財課等あてに、必ず郵便局の窓口で**簡易書留(又は書留)扱い**にして発送して下さい(所定の「受験願書提出用封筒」で提出して下さい)。**受験願書を直接持参しても受理できませんので**、受付期間中に早めに発送して下さい。

受験願書の受付は、郵便局の簡易書留(又は書留)扱いにて発送されたものに限ります。

試験日程

区分	試験期日	着席時刻	試験時間	試験科目
第Ⅱ回 短答式試験	平成 22 年 5 月 23 日 (日)	10:10	10:30～11:30	企業法
		12:40	13:00～15:00	管理会計論・監査論
		15:40	16:00～18:00	財務会計論
論文式試験	平成 22 年 8 月 20 日 (金)	10:10	10:30～12:30	監査論
		14:10	14:30～16:30	租税法
	平成 22 年 8 月 21 日 (土)	10:10	10:30～12:30	会计学
		14:10	14:30～17:30	会计学
	平成 22 年 8 月 22 日 (日)	10:10	10:30～12:30	企業法
		14:10	14:30～16:30	選択科目

第Ⅱ回短答式試験合格発表 平成 22 年 6 月 18 日 (金) (予定)

論文式試験合格発表 平成 22 年 11 月 15 日 (月) (予定)

目 次

1. 公認会計士試験の概要	1
2. 受験願書の配付	3
3. 受験願書の提出	4
4. 受験上の注意事項	6
5. 出願後の受験願書記載事項の変更	9
6. 合格発表	9
7. 試験地、受験願書配付・提出先	11
8. 試験免除等	12
9. その他の免除	13
10. 受験願書の記載例	19
11. 受験願書提出用封筒の記載例	21
12. 各種様式	22

1. 公認会計士試験の概要

(1) 目的及び方法

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法により行います(公認会計士法第5条)。

公認会計士試験に合格した者は、公認会計士法の規定に従い、業務補助又は実務従事の期間が2年以上であり、かつ、実務補習を修了し、内閣総理大臣の確認を受けることで、公認会計士となる資格を有することとなります(公認会計士法第3条)。

平成22年公認会計士試験から、短答式試験(マークシート方式)を2回実施します。

(2) 試験科目

公認会計士試験短答式試験及び論文式試験(短答式試験合格者、旧公認会計士試験第2次試験合格者及び短答式試験の全科目を免除された者が受験できます。)は、公認会計士法に基づき、次の試験科目について実施します。

【短答式試験】

必須科目	財務会計論	管理会計論	監査論	企業法
------	-------	-------	-----	-----

【論文式試験】

必須科目	会計学 (財務会計論及び管理会計論)		監査論	企業法	租税法
選択科目 (1科目)	経営学	経済学	民法	統計学	

(3) 試験科目の分野及び範囲

各試験科目の分野及び範囲は、公認会計士試験規則(以下、「試験規則」という。)等により、次のとおりとなっています。

【短答式試験及び論文式試験共通の試験科目】

① 会計学

・ 財務会計論

簿記、財務諸表論、企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

・ 管理会計論

原価計算、企業等の内部の経営者の意思決定及び業績管理に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論

② 監査論

金融商品取引法及び会社法に基づく監査制度及び監査諸基準その他の監査理論

③ 企業法

会社法、商法(海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く)、金融商品取引法(企業内容等の開示に関する部分に限る)、監査を受けるべきこととされる組合その他の組織に関する法

【論文式試験のみの試験科目】

④ 租税法

法人税法、所得税法、租税法総論及び消費税法、相続税法その他の租税法各論

⑤ 経営学(選択科目)

経営管理及び財務管理の基礎的理論

⑥ 経済学(選択科目)

ミクロ経済学、マクロ経済学その他の経済理論

⑦ 民法(選択科目)

民法第1編から第3編を主とし、第4編及び第5編並びに関連する特別法を含む。

⑧ 統計学(選択科目)

記述統計及び推測統計の理論並びに金融工学の基礎的理論

(注1) 公認会計士・監査審査会の定めた公認会計士試験実施規則(平成22年1月19日現在、以下「試験実施規則」という。)に基づき、論文式試験の「会計学」、「監査論」、「企業法」、「租税法」及び「民法」の試験は、公認会計士試験用法令基準等を示して行います。受験時に配付する法令基準等については、公認会計士・監査審査会ホームページに掲載します。

(注2) 「出題範囲の要旨」を公認会計士・監査審査会ホームページに掲載しています。

(ホームページ <http://www.fsa.go.jp/cpaaoib/index.html>)

(4) 問題数及び配点

試験実施規則では、問題数及び配点は、以下のとおりとなっています。

	試験科目	試験時間	問題数	配点
短 答 式 試 験	財務会計論	120 分	40 問以内	200 点
	管理会計論	60 分	20 問以内	100 点
	監査論	60 分	20 問以内	100 点
	企業法	60 分	20 問以内	100 点
論 文 式 試 験	会計学	300 分	大問 5 問	300 点
	監査論	120 分	大問 2 問	100 点
	企業法	120 分	大問 2 問	100 点
	租税法	120 分	大問 2 問	100 点
	選択科目	120 分	大問 2 問	100 点

(5) 合格基準

試験実施規則では、合格基準は以下のとおりとなっています。

① 短答式試験

総点数の70%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とする。

ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある者は、不合格とすることができる。

② 論文式試験

52%の得点比率を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とする。

ただし、1科目につき、その得点比率が40%に満たないもののある者は、不合格とすることができる。

論文式試験の採点格差の調整は、標準偏差により行う。

(注 1) 短答式試験の年 2 回化に当たって、試験の公平性の観点から、第Ⅰ回短答式試験と第Ⅱ回短答式試験の合格得点比率は、原則として同じとします。

(注 2) 短答式試験又は論文式試験において免除を受けた試験科目がある場合は、当該免除科目を除いた他の科目の合計得点の比率によって合否が判定されます。

(6) 論文式試験の一部科目免除資格取得基準

試験科目のうちの一部の科目について、同一の回の公認会計士試験における公認会計士試験論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としてします。

当該科目については、合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる論文式試験において、申請により免除を受けることができます(公認会計士法第 10 条第 2 項)。

(7) 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、平成 22 年 4 月 1 日現在施行(適用)のものとしてします。

ただし、租税法については、平成 22 年 1 月 1 日現在施行のものとしてします。

2. 受験願書の配付

(1) 配付期間 **平成 22 年 1 月 19 日(火)～平成 22 年 2 月 26 日(金)**

(配付時間 平日午前 9 時～午後 5 時)

(注 1) 配付期間外に受験願書の配付は行いません。

(注 2) 受験願書の配付は 1 人 1 部に限ります。

(注 3) 受験願書とあわせて「受験願書提出用封筒」及び「受験票返信用封筒」も配付します。

(2) 配付場所 財務局理財課等及び公認会計士・監査審査会事務局

(P. 11 **7. 試験地、受験願書配付・提出先**参照)

(3) 郵便で請求する場合

平成 22 年 2 月 10 日(水)までに、受験しようとする場所を管轄する財務局理財課等あてに、以下の点に注意して請求して下さい。

① 封筒の表に「公認会計士試験 受験願書請求」と書いて下さい(「請求」には二重線を引くこと)。

② 上記封筒には、必ず次のものを同封して下さい(返信用封筒は上記①の封筒に入るように折り曲げ可)。

イ 返信用封筒(受験願書返信用)

- ・ 返信用封筒の大きさ おおむね 24 c m × 33 c m : 角形 2 号
- ・ **200 円分の郵便切手を貼って下さい。**
- ・ あて先(受験願書送付先)の郵便番号・住所・氏名を明記して下さい。
- ・ 「折り曲げ厳禁」と朱書きして下さい。

ロ 氏名、日中連絡がとれる電話番号を記載した用紙(任意の様式で可)

3. 受験願書の提出

- (1) 受付期間 平成 22 年 2 月 12 日(金)～平成 22 年 2 月 26 日(金) (期限厳守)

(注 1) 受付期間最終日を過ぎて提出された受験願書は受理しません(2 月 26 日(金)の消印有効)。

(注 2) 第Ⅰ回短答式試験・第Ⅱ回短答式試験それぞれで受験願書が異なります。第Ⅰ回短答式試験用の受験願書では、第Ⅱ回短答式試験には出願できません。

- (2) 提出先

受験願書(含む受験整理表)に受験願書(控)、写真票、受験票や免除資格を取得していることを証する書面のコピー(一部原本の場合あり)など、必要な書類を添付し、試験規則に基づき、試験を受けようとする場所を管轄する財務局理財課等に提出して下さい(P. 11 7. 試験地、受験願書配付・提出先参照)。

- (3) 提出方法

- ① 受験願書を提出する際は、所定の「受験願書提出用封筒」を使用して下さい。

(注) P. 21 1 1. 受験願書提出用封筒の記載例を参照して、所定の事項を漏れなく記入して下さい。

- ② 上記封筒には、**必ず所定の「受験票返信用封筒」に 80 円分の郵便切手を貼り**、同封して下さい(「受験票返信用封筒」にあて先は記入しないで下さい)。
- ③ 受験願書に不備がないかを再度確認して下さい(下記「(4) 受験手数料」及び「(5) 受験申し込み時の提出書類」に不備がないかについても再度確認して下さい)。
- ④ 受験しようとする場所を管轄する財務局理財課等あてに、郵便局の窓口で**必ず簡易書留(又は書留)扱い**にして郵送して下さい。
- ⑤ 身体に障害がある者又は妊娠中の者等、受験時に特別な措置を希望する者は、原則受験願書を提出する前に公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に電話(03-5251-7295)で申し出て下さい。

- (4) 受験手数料

19,500 円分の収入印紙(公認会計士法施行令第 6 条)を、受験願書の所定の欄内に重ならないように貼って下さい(消印しないこと)。

(5) 受験申し込み時の提出書類

書類名	作成上の注意事項等
受験願書	氏名及び生年月日は、戸籍上のものを記入して下さい。戸籍上のものでなければ、不正受験とみなされることがあります。 なお、記入する際は、受験願書の記載例を参照して下さい。
受験願書(控)	1. 受験願書と相違のないように記入して下さい。 2. 写真は写真票と同じものを貼って下さい。
写真票	1. 必要事項を必ず記入して下さい。 2. 写真の裏面に氏名を記入の上、全面をのりづけして下さい。 3. 写真の規格 (1) 大きさは、縦 4.5cm～5cm×横 3.5cm～4cm (2) 人物像がおおむね写真票中に点線で示した大きさのもの (3) 脱帽・正面向・上半身像で背景が無地のもの (4) 受験時に眼鏡を使用する場合は眼鏡をかけて撮影したもの (5) 白黒、カラーのいずれも可 (6) 最近3ヶ月以内(平成21年11月以降)に撮影したもの 上記の規格の一つでも合わないものや、不鮮明なもの、人物像が小さいもの等、受験写真として不適当なものは受理しません。
受験票	必要事項を必ず記入して下さい(受験票の裏面にも住所等を記入すること)。
受験票返信用封筒	所定の「受験票返信用封筒」を必ず同封して下さい(80円分の郵便切手を必ず貼り、あて先は記入しないこと)。
【免除資格取得者等の場合】 免除通知書等のコピー(一部原本の場合あり)	次の区分に従い、免除資格を取得していること等を証する書面のコピー(白黒コピーに限る)又は原本を添付して下さい。 (1) 平成20年又は平成21年の短答式試験の合格者 「公認会計士試験短答式試験合格通知書(コピー)」 (2) 平成20年又は平成21年の論文式試験の一部科目免除資格取得者 「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書(コピー)」 (3) 旧公認会計士試験第2次試験合格者 旧公認会計士試験第2次試験の「合格証書(コピー)」 (4) その他の免除資格取得者 「公認会計士試験免除通知書(コピー)」 (5) 会計専門職大学院修了見込者(平成22年3月修了見込みの者) 「通知書(条件付免除通知書)」の原本 ・上記(2)(4)の場合 免除資格を取得している試験科目のうちに今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、添付する免除通知書等のコピーの「免除を受けられる試験科目」の中で、今回「受験する科目」(免除を受けない科目)を必ず二重線で抹消して下さい。 ・上記(3)の場合 免除資格を取得している論文式試験科目のうちに今回の試験で免除を受けずに「受験する科目」があるときは、「合格証書(コピー)」の任意の箇所に「〇〇科目については受験します」と必ず朱書きして下さい。
戸籍抄本 (受験願書に記載した氏名と添付書類(免除通知書等のコピー)の氏名が異なる場合)	受験願書に記載した氏名と添付書類(免除通知書等のコピー)の氏名が異なる場合は、氏名が変更になったことを確認できる書類(戸籍抄本)を添付して下さい。

(注 1) 受験願書は、財務局理財課等に直接持参しても受理しません。

(注 2) **受験願書、受験手数料及び提出書類に不備があるものは受理しません。** 受験案内及び受験願書の記載例をよく読み、誤りや漏れがないよう注意して下さい。

(注 3) 受験願書受理後、必要と認められる場合は、本人確認書類の提出を求めることがあります。本人確認書類が提出されない場合、又は提出された書類で本人確認ができない場合は、受験票を送付しません。

(注 4) 受験願書等に記載等された個人情報、公認会計士試験の実施及び統計目的以外に使用しませんが、合格者の個人情報については、公認会計士となるための手続きにおける本人確認のために日本公認会計士協会及び内閣総理大臣の認定する実務補習団体等へ提供するほか、当局による意識調査のためのアンケートに使用することがあります。

(注 5) 転居等により、受験願書の現住所が変わることがあらかじめわかっている場合は、「住所等変更届出書」(様式第 2 号) に転居先・転居予定日を記入し、添付して下さい(受験番号欄は記入しないで下さい)。転居の際は、必ず郵便局に転居届を提出して下さい。転居届を提出していない場合は、受験票が届かないことがあります。

(注 6) **短答式試験合格通知書・論文式試験一部科目免除資格通知書・免除通知書・旧第 2 次試験合格証書については、再発行は行っておりません。**紛失された方で必要な方には、試験実施規則に基づき、**各種「証明書」を発行します**ので、発行申請書に必要事項を記入のうえ、**平成 22 年 2 月 10 日(水)**までに、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に郵送して下さい。

申請書様式は、公認会計士・監査審査会ホームページに掲載しております。受験願書には、各種「証明書」のコピーを添付して下さい。

(6) 受験票の発送

原則として、平成 22 年 3 月下旬～4 月上旬に、財務局理財課等より受験票を発送する予定です。

4. 受験上の注意事項

(1) 携行品

試験中は、**次に掲げるもの以外は、すべてかばん等の中にしまい、足下に置いて下さい。衣服のポケット等にも入れないで下さい。**

試験中、試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。**以下の使用を認められたもの以外のものを机に出している場合は、不正受験とみなされることがあります。**

① 受験票(**受験票を所持しない者の受験は認めません。**試験中は試験官に見えるように机の上に置いて下さい。)

② 筆記用具

答案の筆記には次のものを使用して下さい。

【短答式試験】

黒鉛筆(B又はHB)及びプラスチック製消しゴム

(注) シャープペンシルの使用も認めますが、芯は黒のBまたはHBとし、マークシートの欄に確実にマークして下さい。

【論文式試験】

ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴムで消えるボールペンは使用不可。)

及び修正液・修正テープ

短答式試験、論文式試験ともに、問題用紙に使用する場合にのみ、蛍光ペン・色鉛筆・色付ボールペンの使用を認めます。また、論文式試験では、黒鉛筆・シャープペンシル・プラスチック製消しゴムの使用も認めますが、黒インクのボールペン又は万年筆以外で記入した答案は無効とします。

③ その他

- ・ ふた付ペットボトル(アルミ缶は不可)500ml以下のもの1本の飲料

(注)試験中の飲食は原則禁止しますが、上記に限り試験中机上に置いて飲むことを認めます。

なお、ペットボトルカバーの使用は認めません。試験中、500mlより大きい容量のペットボトルを机上に置いている場合は、撤去されることがあります。

- ・ 耳栓

(注)試験中の耳栓の使用は認めますが、注意事項等の説明時の使用は認めません。耳栓の使用により注意事項等を聞き漏らしても、再度の説明は行いません。

- ・ ホッチキス
- ・ 定規
- ・ 時計(通信機能を有するものを除く)
- ・ 算盤、電卓(以下の条件に該当するもの1台)

(注)音(音階、音声等)を発するものは使用しないで下さい。

電卓の使用基準

電卓は、以下の①～⑤の基準の全てを満たすものに限りです。

なお、下記基準に適合するかどうかは、試験官が試験場においてこれを判定し、適合しないものについては、その使用が禁止されます。なお、電卓の使用を禁止した場合、電卓の貸与はいたしません。

- ① 電源内蔵式で、音(音階、音声等)を発しないこと
- ② 数値を表示する部分がおおむね水平であること
- ③ 外形寸法がおおむね20cm×20cm×5cmを超えないこと
- ④ 計算機能以外の機能を有しないこと
- ⑤ 以下に掲げる機能を有しないこと

イ プログラム入力・記憶機能

例えば、次に示すようなキーのあるものは、プログラム入力・記憶機能を有しているので、試験場での使用を不可とします。

RUN	EXE	PRO	PROG
COMP	ENTER		
P1	P2	P3	P4
PF1	PF2	PF3	PF4

ロ いわゆる関数電卓機能

例えば、次に掲げる機能は、いわゆる関数電卓機能に当たるものとし、試験場での使用を不可とします。

- ・ 粗利、原価、利益率等が自動計算できる機能
- ・ sin、cos、tan、log、べき乗、 Σ 、微積分、行列等の表示・計算機能
- ・ 金利計算機能

ハ 紙に記録する機能

ニ 漢字・カナ・英字入力機能

(注)例えば、以下の機能は上記イ～ニの機能に該当しないため、試験場での使用は可とします。

- ・ $\boxed{GT}$ 、 $\boxed{C}$ 、 $\boxed{AC}$ 、 $\boxed{MC}$ 、 $\boxed{MR}$ 、 $\boxed{M+}$ 、 $\boxed{M-}$ 、 $\boxed{RV}$ 、 $\boxed{\sqrt{\quad}}$ 、 $\boxed{\%}$
- ・ 税計算機能(税込、税抜計算ができる機能)
- ・ 日数計算機能(期間計算や期日計算ができる機能)
- ・ 時間計算機能(時・分・秒の加減乗除ができる機能)
- ・ 換算機能(通貨、単位など任意の換算レートを設定して換算できる機能)
- ・ カウンター付演算状態表示機能(入力件数の多い計算でも入力した数値の個数や演算状態の表示により計算過程の確認が一目でできる機能)
- ・ アンサーチェック(検算)機能(1回前の計算結果と答えを自動的に照合できる機能)
- ・ キーロールオーバー(早打ち)機能(先に押したキーを離す前に次のキーを押しても入力を受け付ける機能)
- ・ 計算続行機能(計算の中断で消えた画面を再表示する機能)
- ・ オートレビュー機能(自動的に計算過程の確認と訂正ができる機能)

(2) 注意事項

- ① 試験中は、試験官の指示に従って下さい。**試験中においても、試験官が必要と認めた場合は、携行品等の確認を求めることがあります。試験官の指示に従わない場合は、不正受験とみなされることがあります。**
- ② 各科目の試験開始前に試験問題の配付、本人確認及び注意事項等の説明を行いますので、**試験開始時刻の 20 分前までに必ず着席して下さい。**
- ③ 試験開始 60 分経過後から試験終了 10 分前までの間は、中途退室ができます(ただし、試験時間が 60 分間の科目は、中途退室はできません)。なお、退室する際は、必ず挙手し、トイレ等による一時離席でないことを明示の上、試験官の指示に従って下さい。
- ④ **携帯電話等の通信機器の使用はできません。**必ず電源を切って下さい。携帯電話等を時計として使用することも禁止します。試験中に携帯電話等の着信音が鳴った場合は、不正受験とみなされることがあります。
- ⑤ **試験問題及び答案用紙は必ず机の上に置いて下さい。**椅子や机の下等には置かないで下さい。不正受験とみなされることがあります。
- ⑥ 公認会計士試験の問題用紙及び公認会計士試験用法令基準等は、試験終了後に持ち帰ることを認めます(論文式試験では中途退室時の持ち帰りも認めます)。
- ⑦ 周囲に迷惑をかけるなど、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合には、不正受験とみなされることがあります。
- ⑧ 不正受験については、次のような処分が行われることがあります(公認会計士法第 13 条の 2)。
 - イ 不正の手段により試験を受けた者又は受けようとした者に対する合格決定の取消又は受験の禁止
 - ロ 上記イの処分を受けた者に対する 3 年以内の受験の禁止
- ⑨ 平成 21 年短答式試験においては、新型インフルエンザの国内発生を受け、試験の実施やマスクの用意等について、試験直前に公認会計士・監査審査会ホームページにて情報提供を行いました。こうした場合における試験実施に係る情報については、試験日の約 2 週間前から公認会計士・監査審査会ホームページに掲載する予定ですので、これを確認するか、又は、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係(03-5251-7295)あてにお問い合わせ下さい。

5. 出願後の受験願書記載事項の変更

(1) 氏名、住所、連絡先の変更

- ・ 変更があった場合には速やかに、受験願書提出先の財務局理財課等あてに「住所等変更届出書」(様式第2号)を提出して下さい。
- ・ 変更届出書には、受験局、受験番号、氏名(ふりがな)、生年月日を明記のうえ、変更のあった事項を記載して下さい(住所変更があった場合、変更後の「郵便番号」、「連絡先」も忘れずに記載して下さい)。
- ・ 変更年月日(予定を含む)も忘れずに記載して下さい。
- ・ 氏名に変更があった場合は、それを確認できる書類(戸籍抄本)を添付して下さい。
- ・ 住所変更があった場合は、必ず郵便局に転居届を提出して下さい。

(2) 選択科目の変更

選択科目の変更は認めません。

(3) 受験局の変更

受験局の変更は認めません。

(4) 受験願書の取下げ

提出された受験願書の取下げは認めません。

6. 合格発表

合格発表においては、試験規則に基づき、次のとおり官報公告及び合格通知書等の送付を行うほか、各財務局等での掲示や、公認会計士・監査審査会ホームページへの掲載を行います。

(1) 発表予定日

〔第Ⅱ回短答式試験〕

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 掲示・インターネット | 平成22年6月18日(金) |
| ② 官報公告 | 平成22年6月23日(水) |
| ③ 郵送(合格通知書) | 平成22年6月下旬頃 |

〔論文式試験〕

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 掲示・インターネット | 平成22年11月15日(月) |
| ② 官報公告 | 平成22年11月17日(水) |
| ③ 郵送(合格証書・各種通知書) | 平成22年11月下旬頃 |

(2) 発表方法

短答式試験合格者	(掲 示) 各財務局等において「受験番号」を掲示 (インターネット) 公認会計士・監査審査会ホームページに「受験番号」を掲載 (官報公告) 「受験番号」を公告 (合格通知書) 合格者に「合格通知書」を郵送
論文式試験合格者	(掲 示) 各財務局等において「受験番号」及び「氏名」を掲示 (インターネット) 公認会計士・監査審査会ホームページに「受験番号」を掲載 (官報公告) 「受験番号」及び「氏名」を公告 (合格証書) 合格者に「合格証書」を郵送
論文式試験一部科目免除資格取得者	(インターネット) 公認会計士・監査審査会ホームページに「受験番号」を掲載 (通 知 書) 該当者に「論文式試験一部科目免除資格通知書」を郵送
論文式試験受験者	(通 知 書) 「論文式試験成績通知書」を郵送

(注) 電話による可否のお問い合わせには一切応じません。

7. 試験地、受験願書配付・提出先

試験地	受験願書配付・提出先 (財務局理財課等)	郵便番号	所在地	連絡先
			ホームページ	
北海道	北海道財務局理財課	060-8579	札幌市北区北 8 条西 2 http://www.mof-hokkaido.go.jp/	011-709-2311
宮城県	東北財務局理財課	980-8436	仙台市青葉区本町 3-3-1 http://www.mof-tohoku.go.jp/	022-263-1111
東京都	関東財務局理財第 1 課	330-9716	さいたま市中央区新都心 1-1 http://www.mof-kantou.go.jp/	048-600-1117
石川県	北陸財務局理財課	921-8508	金沢市新神田 4-3-10 http://www.mof-hokuriku.go.jp/	076-292-7851
愛知県	東海財務局理財課	460-8521	名古屋市中区三の丸 3-3-1 http://www.mof-tokai.go.jp/	052-951-1790
大阪府	近畿財務局理財第 1 課	540-8550	大阪市中央区大手前 4-1-76 http://www.mof-kinki.go.jp/	06-6949-6366
広島県	中国財務局理財課	730-8520	広島市中区上八丁堀 6-30 http://www.mof-chugoku.go.jp/	082-221-9221
香川県	四国財務局理財課	760-8550	高松市中野町 26-1 http://www.mof-sikoku.go.jp/	087-831-2131
福岡県	福岡財務支局理財課	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 http://www.mof-fukuoka.go.jp/	092-411-7281
熊本県	九州財務局理財課	860-8585	熊本市二の丸 1-2 http://www.mof-kyu.go.jp/	096-353-6351
沖縄県	沖縄総合事務局理財課	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 http://www.ogb.go.jp/zaimu/index.html	098-866-0092

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係

〒100-8905 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館 (03-5251-7295)

ホームページ <http://www.fsa.go.jp/cpaab/index.html>

(注 1) 受験願書の配付を郵便で請求する場合は、各財務局等の「局名」(例:「関東財務局」)だけでなく、必ず「担当課名」(例:「理財第 1 課」)までを郵送先として記載して下さい。

(注 2) 公認会計士・監査審査会事務局においては、受験願書の窓口配付は行いますが、郵便請求による受験願書の配付及び受験願書の受付は行いません。

(注 3) 試験場については、試験期日の約 1 ヶ月前に試験規則に基づき、官報で公告するとともに、公認会計士・監査審査会ホームページで公表します。同一試験地に複数の試験場がある場合、各財務局等から試験場を通知しますが、試験場を間違えると受験できない場合がありますので、必ず試験前に確認して下さい。

8. 試験免除等

公認会計士法の規定に基づく試験免除等については、次の区分により免除申請等を行って下さい。

(1) 試験免除等の区分

- ① 平成 20 年又は平成 21 年の短答式試験の合格者に対する免除
- ② 平成 20 年又は平成 21 年の論文式試験の一部科目免除資格取得者に対する科目免除
- ③ 旧公認会計士試験第 2 次試験合格者に対する免除等(経過措置)
- ④ その他の免除資格取得者に対する免除

(2) 申請方法

免除等の該当者	免除等の内容	申請方法																		
① 平成 20 年又は平成 21 年短答式試験の合格者	【短答式試験の免除(2 年間)】 合格した短答式試験に係る合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる短答式試験が免除されます。	受験願書の提出の際、 「公認会計士試験短答式試験合格通知書(コピー)」 を添付して免除申請を行います。 ※「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続は不要です。																		
② 平成 20 年又は平成 21 年論文式試験の一部科目免除資格取得者	【論文式試験における当該科目の免除(2 年間)】 一部科目免除資格を取得した論文式試験に係る合格発表の日から起算して 2 年を経過する日までに行われる論文式試験における当該科目が免除されます。	受験願書の提出の際、 「公認会計士試験論文式試験一部科目免除資格通知書(コピー)」 を添付して免除申請を行います。 ※「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続は不要です。																		
③ 旧公認会計士試験第 2 次試験合格者	【短答式試験のみなし合格】 短答式試験に合格した者とみなされます。 【論文式試験の科目免除】 旧公認会計士試験第 2 次試験の論文式試験において受験した科目が免除されます。 ※受験した試験科目の区分に応じ、以下のとおり試験科目の免除を受けることができます。 <table border="1"> <tr> <td>受験した科目</td><td>⇒</td><td>免除科目</td></tr> <tr> <td>会計学</td><td>⇒</td><td>会計学</td></tr> <tr> <td>商 法</td><td>⇒</td><td>企業法</td></tr> <tr> <td>経営学</td><td>⇒</td><td>経営学</td></tr> <tr> <td>経済学</td><td>⇒</td><td>経済学</td></tr> <tr> <td>民 法</td><td>⇒</td><td>民 法</td></tr> </table>	受験した科目	⇒	免除科目	会計学	⇒	会計学	商 法	⇒	企業法	経営学	⇒	経営学	経済学	⇒	経済学	民 法	⇒	民 法	受験願書の提出の際、旧公認会計士試験第 2 次試験の「合格証書(コピー)」を添付して免除申請を行います。 ※原則として「公認会計士試験免除申請書」による免除申請の手続は不要です。 ただし、旧公認会計士試験第 2 次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある場合は、当該科目について、「公認会計士試験免除申請書」による再度の免除申請が必要です。 (P. 13 9 その他の免除参照)
受験した科目	⇒	免除科目																		
会計学	⇒	会計学																		
商 法	⇒	企業法																		
経営学	⇒	経営学																		
経済学	⇒	経済学																		
民 法	⇒	民 法																		
④ その他の免除資格取得者	【①短答式試験の免除(全部免除)】 【②短答式試験の一部科目免除】 【③論文式試験の一部科目免除】	P. 13 9 その他の免除 参照																		

9. その他の免除

(1) 免除申請書による申請手続

試験の一部科目免除等を受けようとする者(P. 12 8. 試験免除等の「④ その他の免除資格取得者」)は、申請書提出期限前に、あらかじめ「公認会計士試験免除申請書」による免除申請を済ませておく必要があります。

ただし、平成 18 年以降に免除手続が済んでいる場合は、免除手続は不要です。

なお、旧公認会計士試験制度のもとで平成 17 年以前に免除を受けている場合は、「公認会計士試験免除申請書」による再度の免除申請が必要になります(公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に照会して下さい)。

① 申請書送付先 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係

(〒100-8905 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館(03-5251-7295))

② 提出方法

イ 封筒の表に「公認会計士試験 免除申請書在中」と朱書きして下さい。

ロ 上記封筒には、必ず次の返信用封筒を同封して下さい。

- ・ 返信用封筒の大きさ おおむね 23cm×12cm：長形 3 号
- ・ 80 円分の郵便切手を貼って下さい。
- ・ あて先(申請者)の郵便番号・住所・氏名を明記して下さい。

ハ 「公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係」あてに郵送して下さい(簡易書留(又は書留)に限ります)。

③ 提出期限

申請の種類ごとに、提出期限が異なります。詳細は、以下の(2)～(4)を参照して下さい。

④ 提出書類

免除申請は次の書類を提出することにより行って下さい。

書類名	作成上の注意事項等
公認会計士試験 免除申請書(様式第 1 号)	・ P. 22 1 2. 各種様式の記載例を参考に、所定の事項を記入して下さい。 ・ 申請書には日中連絡が取れる電話番号を記載して下さい。
【添付書類】 免除を受ける資格を有することを証する書面	・ 詳細は、以下の(2)～(4)を参照して下さい。 ・ コピーの提出が認められた書類を除き、書類は原本を添付して下さい。 ・ 封入された証明書等は、事前に開封し、記載事項を確認した上で提出して下さい。

(注) 他の国家試験の合格証明書等を添付して免除申請を行う者に関しては、当該試験の実施機関に照会する場合があります。

⑤ 免除通知書の送付

申請に基づく審査の結果、免除を認めることとした者に対しては、「公認会計士試験免除通知書」を送付します。

なお、審査結果を通知した後においては、公認会計士試験免除申請書及び添付書類は返却しません。

(注)「公認会計士試験免除通知書(コピー)」は、出願の際、添付書類として提出する必要があります。免除申請は、随時受け付けておりますが、審査に時間を要するものもありますので、平成 22 年公認会計士試験において免除を受けようとする者は、**免除申請書提出期限までに**「公認会計士試験免除申請書」による**免除申請の手続を行って下さい。**

申請書に必要な書類が添付されていない場合には、免除通知書の送付が受験願書提出期限に間に合わない場合があります。

(2) 短答式試験の免除(全部免除)

免除申請により、次の①～④のいずれかに該当する者と認められた場合には、短答式試験の免除(全部免除)に係る「公認会計士試験免除通知書」の交付を受けることができます。

該当する免除一覧

	短 答 式 試 験 の 免 除 該 当 者	添 付 書 類	免除申請書 提出期限
①	大学等において3年以上商学に 属する科目の教授若しくは准 教授の職にあった者又は商学に 属する科目に関する研究により博 士の学位を授与された者	【教授等の場合】 ①在職(在籍)証明書(3年以上の在 職が明らかになるもの) ②講義概要(講義要領、シラバス、 教材等のほか授業報告書など 3年間の講義の内容が明らかになる もの) ③時間割表(在職3年間) ④学歴及び経歴書 ⑤研究業績一覧 等	平成 22 年 1 月 25 日(月)
②	大学等において3年以上法律学 に属する科目の教授若しくは准 教授の職にあった者又は法律学 に属する科目に関する研究によ り博士の学位を授与された者	【博士号の場合】 ①学歴及び経歴書 ②研究業績一覧 ③博士課程在籍及び成績証明書 ④博士学位論文(コピー可) ⑤博士学位授与証明書 ⑥博士学位審査報告書 等	
③	高等試験本試験合格者	【高等試験(司法科)の場合】 法務省発行の合格証明書 【高等試験(行政科)の場合】 内閣府発行の合格証明書	平成 22 年 2 月 10 日(水)
④	司法試験合格者及び旧司法試験 第2次試験合格者	法務省発行の合格証明書	

(3) 短答式試験の一部科目免除

免除申請により、次の①～③のいずれかに該当する者と認められた場合には、短答式試験の次の科目に係る「公認会計士試験免除通知書」の交付を受けることができます。

該当する免除一覧

	科目免除の該当者	免除科目	添付書類	免除申請書提出期限
①	税理士となる資格を有する者、又は税理士試験の試験科目のうち簿記論及び財務諸表論の2科目について基準(満点の60パーセント)以上の成績を得た者(基準以上の成績を得たものとみなされる者を含む)	財務会計論	【税理士となる資格を有する者】 ①日本税理士会連合会発行の「登録事項証明書」 ②国税審議会発行の「合格証書(コピー)」等、税理士となる資格を有することを証する書面 【税理士試験における一定の成績取得者】 ①国税審議会発行の「税理士試験等結果通知書(コピー)」等、簿記論及び財務諸表論の2科目について基準以上の成績を得たことを証明する書面	平成22年2月10日(水)
②	会計専門職大学院において、 (i)簿記、財務諸表その他の財務会計に属する科目に関する研究 (ii)原価計算その他の管理会計に属する科目に関する研究 (iii)監査論その他の監査に属する科目に関する研究 により、上記(i)に規定する科目を10単位以上、(ii)及び(iii)に規定する科目をそれぞれ6単位以上履修し、かつ、上記(i)から(iii)の各号に規定する科目を合計で28単位以上履修した上で修士(専門職)の学位を授与された者	財務会計論 管理会計論 及び 監査論	修得・修了証明書 (履修科目に関して講義の内容などがわかる書類の提出を求める場合があります。) なお、平成22年3月をもって、修士(専門職)の学位の取得が見込まれる者は、P.16(注)のとおり2段階の証明書の提出が必要になります。	
③	金融商品取引法に規定する上場会社等、会社法に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務に従事した期間が通算して7年以上である者	財務会計論	①在職証明書 ②業務分掌規程 ③従事した事務又は業務の内容がわかる書類 ④会社案内 ⑤従事した期間において監査を受けていることがわかる書類(監査証明書(コピー))等 ①及び③には会社の社印による押印が必要です。	平成22年1月25日(月)

(注) 会計専門職大学院修了見込者の免除申請手続について

平成 22 年 3 月をもって、修士(専門職)の学位の取得が見込まれる者は、次のとおり 2 段階の免除申請手続が必要になります。

免除申請期限	修得・修了証明書 提出期限(必着)	受験票・免除通知書発送
平成 22 年 2 月 10 日(水)	平成 22 年 4 月 20 日(火)	平成 22 年 4 月下旬

① 1 回目の手続

「公認会計士試験免除申請書」に、「修得・修了見込証明書(原本)」(様式第 3 号)を添付し、返信用封筒(申請者の郵便番号・住所・氏名を明記し、80 円分の切手を貼付したもの)を同封のうえ、**上記申請期限までに公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係**に提出して下さい(公認会計士・監査審査会事務局より「通知書(条件付免除通知書)」が交付されます)。

② 受験願書の提出

「受験願書」の「⑯その他の免除通知書番号」に上記の「通知書(条件付免除通知書)」の通知番号を記入し、**当該通知書原本**を添付のうえ、**財務局理財課等**に提出して下さい。

③ 2 回目の手続

学位を取得した後、上記提出期限までに「修得・修了証明書(原本)」(様式第 4 号)を、返信用封筒(申請者の郵便番号・住所・氏名を明記し、80 円分の切手を貼付したもの)を同封のうえ、**公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係**に提出して下さい。

上記期限までに修得・修了証明書の提出がない場合には、受験願書を提出した短答式試験を免除なしで受験していただくことになります。

④ 受験票及び「免除通知書」の交付

公認会計士・監査審査会事務局より、「受験票」及び「公認会計士試験免除通知書」を送付します。

(4) 論文式試験の一部科目免除

免除申請により次の①～⑩のいずれかに該当する者と認められた場合には、論文式試験の次の科目に係る「公認会計士試験免除通知書」の交付を受けることができます。

該当する免除一覧

	科目免除の該当者	免除科目	添付書類	免除申請書 提出期限
①	大学等において3年以上商学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者	会計学 及び 経営学	【教授等の場合】 ①在職(在籍)証明書(3年以上の在職が明らかになるもの) ②講義概要(講義要領、シラバス、教材等のほか授業報告書など)在職3年間の講義の内容が明らかになるもの ③時間割表(在職3年間) ④学歴及び経歴書 ⑤研究業績一覧 等	平成 22 年 1 月 25 日(月)
②	大学等において3年以上法学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあった者又は法学に関する研究により博士の学位を授与された者	企業法 及び 民法	【博士号の場合】 ①学歴及び経歴書 ②研究業績一覧 ③博士課程在籍及び成績証明書 ④博士学位論文(コピー可) ⑤博士学位授与証明書 ⑥博士学位審査報告書 等	

③	高等試験本試験合格者	高等試験本試験において受験した科目(当該科目が商法である場合は、企業法)	【高等試験(司法科)の場合】 法務省発行の合格証明書 【高等試験(行政科)の場合】 内閣府発行の合格証明書	平成22年2月10日(水)
④	司法試験合格者	企業法及び民法	法務省発行の合格証明書	平成22年2月10日(水)
⑤	旧司法試験第2次試験合格者	旧司法試験の第2次試験において受験した科目(受験した科目が商法又は会計学である場合は、企業法又は会計学)		
⑥	大学等において3年以上経済学に属する科目の教授若しくは経済学に属する科目の准教授の職にあつた者又は経済学に属する科目の博士の学位を授けられた者	経済学	【教授等の場合】 ①在職(在籍)証明書(3年以上の在職が明らかになるもの) ②講義概要(講義要領、シラバス、教材等のほか授業報告書など)在職3年間の講義の内容が明らかになるもの) ③時間割表(在職3年間) ④学歴及び経歴書 ⑤研究業績一覧 等 【博士号の場合】 ①学歴及び経歴書 ②研究業績一覧 ③博士課程在籍及び成績証明書 ④博士学位論文(コピー可) ⑤博士学位授与証明書 ⑥博士学位審査報告書 等	平成22年1月25日(月)
⑦	不動産鑑定士試験合格者及び旧鑑定評価法の規定による不動産鑑定士試験第2次試験合格者	経済学又は民法	国土交通省発行の合格証明書	平成22年2月10日(水)
⑧	税理士となる資格を有する者	租税法	①日本税理士会連合会発行の「登録事項証明書」 ②国税審議会発行の「合格証書(コピー)」等、税理士となる資格を有することを証する書面	平成22年2月10日(水)
⑨	企業会計の基準の設定、原価計算の統一その他の企業会計制度の整備に従事した者又は公認会計士の業務に必要と認められた者	会計学	公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に照会して下さい。	平成22年1月25日(月)
⑩	監査基準の整備に従事した者又は公認会計士の業務に必要と認められた者	監査論		

次のとおり、**旧公認会計士試験第2次試験の論文式試験において免除を受けた科目がある**
場合は、当該科目について、「**公認会計士試験免除申請書**」による**再度の免除申請が必要**です。

	科目免除の該当者	免除科目	添付書類	免除申請書 提出期限																		
⑪	旧公認会計士試験第2次試験論文式試験において、免除を受けた科目がある者	旧第2次試験論文式試験で免除を受けた科目は試験科目の区分に応じ、次表の右に掲げる科目を免除 <table><tr><td>免除を受けた科目</td><td>⇒</td><td>免除科目</td></tr><tr><td>会計学</td><td>⇒</td><td>会計学</td></tr><tr><td>商法</td><td>⇒</td><td>企業法</td></tr><tr><td>経営学</td><td>⇒</td><td>経営学</td></tr><tr><td>経済学</td><td>⇒</td><td>経済学</td></tr><tr><td>民法</td><td>⇒</td><td>民法</td></tr></table>	免除を受けた科目	⇒	免除科目	会計学	⇒	会計学	商法	⇒	企業法	経営学	⇒	経営学	経済学	⇒	経済学	民法	⇒	民法	平成17年以前に交付を受けた「公認会計士第2次試験免除通知書」又は「公認会計士第2次試験免除確認(認定)通知書」	平成22年1月25日(月)
免除を受けた科目	⇒	免除科目																				
会計学	⇒	会計学																				
商法	⇒	企業法																				
経営学	⇒	経営学																				
経済学	⇒	経済学																				
民法	⇒	民法																				

※全科目免除者の取扱いについて

例えば、旧第2次試験合格者が監査論の一部免除資格を得た後、さらに租税法の免除を受け、受験する科目がなくなった場合は、試験科目の全部について免除を受けることが可能となります。

この場合、監査論の免除を受けるためには、**受験願書を提出**し、論文式試験一部科目免除資格通知書(2年間の有効期間あり)のコピー等を添付することにより、免除を申請する必要があります。

出願後、公認会計士・監査審査会において、試験科目の全部について免除されることが添付書類により確認された場合には、試験実施規則に基づき、出願者に対して「全科目免除証明書」を発行します。

なお、公認会計士登録の際には、日本公認会計士協会に対し、この「全科目免除証明書」を提出することになります。

10. 受験願書の記載例

(例) 短答式試験合格による短答式試験免除者で論文式試験の選択科目の経済学について一部科目免除資格取得による免除を受ける場合

(注) 詳細は、別途配付している受験願書の「記載例」(A3版)を確認して下さい。

収入印紙貼付 19,500円(消印しないこと)		収入印紙貼付 19,500円(消印しないこと)	
平成22年 公認会計士試験受験願書 (第Ⅱ回短答式試験用)		平成22年 公認会計士試験(第Ⅱ回短答式試験)を受験したので申込みます。	
収入印紙貼付 19,500円(消印しないこと)		収入印紙貼付 19,500円(消印しないこと)	
収入印紙貼付 19,500円(消印しないこと)		収入印紙貼付 19,500円(消印しないこと)	

ふりがな	かいけい たろう	生年月日	明治 60年 2月 28日 (大正 昭和 平成)
氏名	会計 太郎	現住所	〒 000-0000 東京都千代田区霞が関0-0-0 00アパート101号 (TEL (自宅) 00-0000-0000 (携帯) 000-0000-0000)
ふりがな		性別	男・女
旧姓		緊急連絡先	【上記の現住所欄の電話番号以外で緊急の場合等の連絡先(電話番号)を必ず記入し、ない場合は「なし」を○で囲むこと。】 (勤務先・備考等) その他「なし」 (TEL 000-0000-0000)

短答式試験免除申請 短答式試験の(全科目)について免除を申請します。 (上記の「全科目」又は「一部科目」のうち、該当する方を○で囲むこと。)		論文式試験免除申請 論文式試験の一部科目について免除を申請します。	
氏名 会計 太郎		氏名 会計 太郎	

(注) 受験願書等に記載等された個人情報、公認会計士試験の実施及び統計目的以外に使用いたしません。合格者の個人情報については、公認会計士となるための手続きにおける本人確認のために日本公認会計士協会及び内閣府に提供することになります。

受験整理表 (別添記載例を参照して記入すること)

年		※受験番号										②氏名(カタカナ)										③生年月日				④性別		⑤職業		⑥学歴		⑦論文式試験 選択科目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
①受験局												[カタカナ]により左端で書くこと。また、姓・名の欄は1字ずつ、濁点・半濁点は字とすること。]										年	月	日	性	別			経	済	学	歴	経	済	学	歴	経	済	学	歴																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

免除項目 (短答式試験)	免除項目 (論文式試験)	免除通知番号等
⑧免除を受ける科目	⑨免除を受ける科目	⑩免除通知番号
⑪免除を受ける科目	⑫免除を受ける科目	⑬免除通知番号
⑭免除を受ける科目	⑮免除を受ける科目	⑯免除通知番号
⑰免除を受ける科目	⑱免除を受ける科目	⑲免除通知番号
⑳免除を受ける科目	㉑免除を受ける科目	㉒免除通知番号
㉓免除を受ける科目	㉔免除を受ける科目	㉕免除通知番号
㉖免除を受ける科目	㉗免除を受ける科目	㉘免除通知番号
㉙免除を受ける科目	㉚免除を受ける科目	㉛免除通知番号
㉜免除を受ける科目	㉝免除を受ける科目	㉞免除通知番号
㉟免除を受ける科目	㊱免除を受ける科目	㊲免除通知番号
㊳免除を受ける科目	㊴免除を受ける科目	㊵免除通知番号
㊶免除を受ける科目	㊷免除を受ける科目	㊸免除通知番号
㊹免除を受ける科目	㊺免除を受ける科目	㊻免除通知番号
㊼免除を受ける科目	㊽免除を受ける科目	㊾免除通知番号
㊿免除を受ける科目	㋀免除を受ける科目	㋁免除通知番号

11. 受験願書提出用封筒の記載例

・必ず郵便局の窓口で「簡易書留」扱いとすること。
・期限厳守（締切日の消印有効）

＜願書受付期間＞
平成22年2月12日（金）
～
平成22年2月26日（金）

簡易書留

折り曲げ厳禁

受 公
験 認
願 会
書 計
在 士
中 試
験

〇〇財務局
理財課
御中

●
〇県
▲
△市
■
〇丁目
△番
□号

《差出人記入欄》 〒 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇
〇〇アパート101号

氏 名 会計 太郎

電 話 番 号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

試験区分

1. 短答式試験

- A 受験する場合 ① 一 般 （②・③以外の者）
② 会計専門職大学院修了見込者（平成22年3月に修了見込の者）
③ 会計専門職大学院修了者
B 受験しない場合 ④ 短答式試験（全科目）免除者（⑤以外の者）
⑤ 旧第2次試験合格者

2. 論文式試験（選択科目） ①経営学 ②経済学 ③民法 ④統計学
（論文式試験免除申請科目） ①有 ②無

（上記の各項目について、該当するものをそれぞれ〇で囲むこと。）

注意事項をよく読み、すべての項目を再度確認して下さい。

郵送前の注意事項

- 受験願書を提出する前に、以下の事項を再度確認し、□にチェックして下さい。
□ 記入漏れがないこと。（「受験票」の裏面にも住所等を記入して下さい。）
□ 収入印紙19,500円分の貼付
□ 写真の貼付（2箇所）
□ 受験票返信用封筒（80円分の切手貼付）を同封していること。
□ 免除科目がある場合等は、添付書類を同封していること。
○ 上記の「差出人記入欄」を記入願います。

郵送時の注意事項

- 必ず郵便局の窓口で簡易書留（又は書留）扱いにして発送して下さい。
○ 発送の際、消印の日付が受験願書受付期間内であることを必ず確認して下さい。

12. 各種様式

ここに掲載している様式第1号及び第2号は、公認会計士・監査審査会ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/cpaob/index.html>)からダウンロードできます。

様式第1号(日本工業規格A4)

公認会計士試験免除申請書	
平成 年 月 日	
公認会計士・監査審査会会長 殿	
住 所 〒	
ふりがな氏名	
生年月日	
(※) 電話番号	
公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。	
記	
1. 公認会計士法第9条第1項の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無	
2. 公認会計士法第9条第2項の規定に基づき、短答式による試験のうち免除を受けようとする試験科目	
3. 公認会計士法第10条第1項の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目	
(添付書類)	
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面	
上記2及び3については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面	

(記載例)・・・税理士となる資格を有する者の場合 公認会計士試験免除申請書	
平成××年××月××日	
公認会計士・監査審査会会長 殿	
住 所 〒100-××××	東京都千代田区霞が関3-2-1
ふりがな氏名	かいけい たろう 会計 太郎
生年月日	平成×年××月××日生
(※) 電話番号	03-×××××-××××
公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。	
記	
1. 公認会計士法第9条第1項の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無 無	
2. 公認会計士法第9条第2項の規定に基づき、短答式による試験のうち免除を受けようとする試験科目 財務会計論	
3. 公認会計士法第10条第1項の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目 租税法	
(添付書類)	
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面 該当なし	
上記2及び3については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面 登録事項証明書及び合格証書(写)	

【旧司法試験第二次試験合格者用】 公認会計士試験免除申請書	
平成 年 月 日	
公認会計士・監査審査会会長 殿	
住 所 〒	
ふりがな氏名	
生年月日	
(※) 電話番号	
公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。	
記	
1. 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無	
2. 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目	
(添付書類)	
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面	
上記2については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面	

(記載例)・・・旧司法試験第二次試験合格者の場合 公認会計士試験免除申請書	
平成××年××月××日	
公認会計士・監査審査会会長 殿	
住 所 〒100-××××	東京都千代田区霞が関3-2-1
ふりがな氏名	かいけい たろう 会計 太郎
生年月日	平成×年××月××日生
(※) 電話番号	03-×××××-××××
公認会計士試験について、下記のとおり試験の免除を申請します。	
記	
1. 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、短答式による試験の全部免除を受けることの有無 有	
2. 公認会計士法の一部を改正する法律(平成15年法律第67号)附則第6条の規定に基づき、論文式による試験のうち免除を受けようとする試験科目 企業法、民法	
(添付書類)	
上記1については、短答式による試験の全部免除を受ける資格を有することを証する書面 法務省発行の司法試験第二次試験合格証明書	
上記2については、当該科目の試験の免除を受ける資格を有することを証する書面 法務省発行の司法試験第二次試験合格証明書	

(注) 記載方法や添付書類等に関して不明な事項については、公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係に照会して下さい。

(※) 「電話番号」は、日中必ず連絡が取れる電話番号を記載して下さい。

様式第2号(日本工業規格A4)

平成 年 月 日

住所等変更届出書

試験年 平成 年試験

受験局

受験番号

氏名

生年月日 年 月 日生

下記の事項について変更しますので届け出ます。

記

変更年月日 (転居予定日)	変更事項	
	変更後 (変更のないものは 「変更なし」と記入)	変更前 (すべて記入)
平成 年 月 日 変更	①郵便番号 〒 ②住所 ③氏名 ④連絡先	①郵便番号 〒 ②住所 ③氏名 ④連絡先

(注1) すべての項目を必ず記入して下さい。(「変更後」の欄で変更のないものは、「変更なし」と記入して下さい。)

(注2) 氏名変更の場合は、氏名を変更したことが確認できる書類(戸籍抄本)を添付して下さい。

(注3) 住所を変更する場合は、必ず郵便局に転居届を提出して下さい。

様式第3号(日本工業規格A4)

修得
見込証明書
修了

平成 年 月(入学) 大学院 研究科

平成 年 月(修了見込)

氏名
生年月日

1. 上記の者は、公認会計士法第9条第2項第2号に基づき公認会計士試験規則第6条に定める所要単位を修得する見込であることを証明する。

	科目(修得年数)	修得単位		科目(修得年数)	修得単位		科目(修得年数)	修得単位
財務会計に属する科目			管理会計に属する科目			監査に属する科目		
小計(10単位以上)			小計(6単位以上)			小計(6単位以上)		
						合計(28単位以上)		

2. 上記の者は、本大学(会計専門職大学院)を修了し、〇〇修士(専門職)の学位を授与する見込であることを証明する。

平成 年 月 日

大学名
大学長

印

様式第4号(日本工業規格A4)

修得
証明書
修了

平成 年 月(入学) 大学院 研究科

平成 年 月(修了)

氏名
生年月日

1. 上記の者は、公認会計士法第9条第2項第2号に基づき公認会計士試験規則第6条に定める所要単位を修得したことを証明する。

	科目(修得年数)	修得単位		科目(修得年数)	修得単位		科目(修得年数)	修得単位
財務会計に属する科目			管理会計に属する科目			監査に属する科目		
小計(10単位以上)			小計(6単位以上)			小計(6単位以上)		
						合計(28単位以上)		

2. 上記の者は、本大学(会計専門職大学院)を修了し、〇〇修士(専門職)の学位を授与したことを証明する。

平成 年 月 日

大学名
大学長

印



公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

公認会計士・監査審査会又は各財務局等のホームページに公認会計士試験に関する最新情報やQ & Aが掲載されております。試験に関する情報について、まずはこれらホームページをご確認の上、ご不明な点等については、下記にお問い合わせ下さい。

ただし、試験問題、解答、得点に関する照会には応じられません。また、受験願書の請求・提出、受験票の送付については、受験しようとする場所を管轄する財務局理財課等にお問い合わせ下さい(P. 11 **7. 試験地、受験願書配付・提出先**参照)。

公認会計士・監査審査会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html>

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室試験担当係

〒100-8905 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第 7 号館

TEL 03-5251-7295